令和4年 第8回

飯豊町議会定例会会議録

令和4年12月13日 令和4年 第8回飯豊町議会定例会は、飯豊町役場議場に招集された。

◎ 出席議員は、次のとおりである。

1番	川崎	祐次郎	2番	屋嶋	雅一
3番	舟 山	政 男	4番	遠藤	芳 昭
5番	髙橋	勝	7番	髙橋	亨 一
8番	古 山	繁 巳	9番	後藤	惠一郎

◎ 欠席議員は、次のとおりである。

10番 菅 野 富士雄

◎ 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

田丁	長	後	藤	幸	平	副		田	Ţ		長	髙	橋	弘	之
教	育 長	熊	野	昌	昭	代	表	監	査	委	員	伊	藤		毅
会計管理 住 民 課 税 務 会	長(兼)	志	田	政	浩	総	Ž	务	課	Į	長	安	部	信	弘
健康福祉制地域包括支援	課長 (兼) 愛センター所長	伊	藤	満廿	世子	事	護老 務 保診	長	(兼)	Щ	П		努
	興 課 長 :業委員会 局 長	竹	田	辰	秀	商	エ	観	光	課	長	鈴	木	祐	司
企 画	課長	舘	石		修	地	域	整	備	課	長	上	田	信	幸
社会教育 町民総合セ	課長(併) ンター所長	渡	部	博	_	教	育	総	務	課	長	後	藤	美利	口子

◎ 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長大谷部良明 議事室主査 井上由佳

議事運営専門員 横 澤 吉 和

◎ 議事日程は、次のとおりである。

令和4年 第8回飯豊町定例会議事日程 〔第2号〕

令和4年12月13日

午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 行政報告

日程第3 議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

日程第4 議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第86号 飯豊町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第88号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第89号 飯豊町児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第90号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第91号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)

日程第11 議案第92号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第12 議案第93号 令和 4 年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第13 議案第94号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第14 議案第95号 令和 4 年度飯豐町介護老人保健施設特別会計補正予算(第 4 号)

日程第15 議案第96号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算(第6号)

日程第16 議案第97号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第98号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第3号)

日程第18 議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)

(副議長 古山繁巳君) (午前10時00分 開会)

おはようございます。

菅野議長が病気療養中で欠席のため、私が議長の職務を行います。よろしくご協力のほどお願いいたします。

また、髙橋副町長が業務のため遅参されますので、よろしくお願いします。

令和4年第8回飯豊町議会定例会第2日目であります。

ただいまの出席議員数は8名であります。定足数に達しておりますので、会議はここに成立 いたしました。

直ちに会議を開きます。

本日の会議は、あらかじめお手元に配付しております議事日程により進めてまいります。

《 日程第 1 》

諸般の報告を行います。

諸般の報告。

10月20日、令和4年度最上・置賜両地方町村議会議長会合同研修会が、川西町「浴浴センターまどか」で開催され、「川西町のリーディングプロジェクトメディカルタウンの整備について」と題し、川西町政策推進課、遠藤課長の講演を拝聴しました。

置賜病院南側に既に建設された、個人病院、薬局、大型商店、住宅分譲地や現在整備予定の 様子を視察してまいりました。

11月9日、第66回町村議会議長会全国大会が3年ぶりにNHKホールで開催され、全国の町村議会議長と事務局長が出席しました。全国町村議会議長会副会長である八鍬舟形町議会議長が大会宣言を行い、人口減少による過疎化と高齢化の問題や新型コロナ感染症対策、物価高騰対策など諸課題解決に向け、議会の機能強化と議会参画の環境整備、デジタル社会の取組強化などを一致結束して行動することを宣言しました。

また、議事では、全国からの要望書について全て承認され、その後、「最新の国際情勢と日本経済に与える影響」と題しまして、外交政策研究所の宮家邦彦代表の講演があり、拝聴してまいりました。

置賜地方町村議会議長会正副議長連絡会議が11月18日に川西町で開催され、旧川西町庁舎跡地の「地域振興拠点施設整備に向けた計画について」の講演と、置賜各町正副議長との懇談会に出席してまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

《 日程第 2 》

行政報告を行います。町長。

(町長 後藤幸平君)

それでは、ただいまから令和4年第8回飯豊町議会定例会におきまして、直近までの行政報告を申し上げます。

初めに、1ページ、飯豊町新型コロナウイルス対策本部の状況をご説明・ご報告申し上げます。

11月28日をもって、142回目の本部会議を実施いたしました。

町内における感染者の発生状況につきましては、前回から全数把握を行っていないということから、町内における感染者の発生状況は正確には把握できないということになっております。 ただし、内部的な状況把握も必要でありますので、概略を申し上げます。

現在のところ、直近では1日当たり6名ないし7名の発生、多いときで10人の感染者の確認をしているところでございます。できるだけ早期の鎮静に向けてワクチンの接種等を行っておりますので、1ページの内容を記載のとおり、記載状況をご覧いただきたいと思います。

次に、2ページ、飯豊町災害対策本部の状況を申し上げます。

8月3日の豪雨災害以来、災害対策本部を立ち上げ、現在まで24回の開催を実施しているところでございます。毎回、復旧の進捗状況あるいは町民の皆さんとの意見交換、座談会を通じ、改めて把握した事実や課題解消に向けた様々な対策について、日々事業展開をしているところでございますので、ご報告申し上げます。

次に、3ページ、各課の状況を報告させていただきます。

初めに、総務課から、総務財政室につきましては人事関係から申し上げます。

今期の職員採用試験を実施いたしました。上級行政については、2次試験8月23日を通じて、 上級行政職合格者数3名、保育士3名の採用を内示したところでございます。次に、初級行政 と保育士につきましては、10月26日、2次試験を実施し、初級行政2名の合格、保育士1名の 合格を内示したところでございます。

部落長等関係につきましては、部落長等会につきましては、11月11日に部落長等会の全員研修会を開催し、主に除雪作業について説明を行ったところでございます。

町長の主な会議等の出席状況につきましては、3ページ記載のとおりでございます。

4ページ、ご覧のとおり、災害対策、コロナ対策、様々な全国行事が重なりまして、非常に 過密な日程となっております。 9月27日、9月29日の両日にかけて、8月3日豪雨災害からの復旧・復興に向けた町民報告会を2か所に分けて町民総合センターで実施したところでございます。

10月1日には、谷防災大臣がお見えになって本町の被災箇所の視察がございました。

それから、10月12日、東京都内政府与党開催によります治水議員連盟総会において、山形県 の重要被災地として私が参上し、被災状況と復興に向けた要請をしてきたところでございます。

次ページ、10月21日、第10回全国「道の駅」シンポジウム i n 飯豊と称しまして全国大会が開かれました。本町において、災害のために開催が危ぶまれましたが、350名ほどの参加者をお招きして無事終了いたしました。

11月12日、13日には、いいで農村未来研究所の開所式が行われ、第1回まちむらづくり塾、 災害現場視察などを実行したところでございます。

11月22日には、知事と若者の地域創生ミーティング i n 飯豊が開催されたところでございます。

次ページをお開きください。6ページ、これは副町長の活動状況でございます。

中段、10月13日、14日にかけて、「日本で最も美しい村」連合の東北ブロック総会が青森県 田子町において行われ、副町長が出席したところでございます。

静岡県川根本町におきまして、10月24日、25日の両日、義務教育学校の開校に取り組む先進 地視察を教育委員会と、視察研修が行われ副町長が参加させていただいたところでございます。

11月10日、白川荘において、飯豊町老人クラブ連合会の役員会、女性委員会合同の研修会が行われ、副町長が現在の町の状況について報告させていただいたところでございます。

次に、総務課に関わる主な会議・行事の状況でございますが、中段の箱をご覧ください。

10月4日、11月18日と、両方とも公立置賜総合病院の繰り出しの内容について協議が、現在進めているところでございます。構成団体の負担金ですね、負担金について現在、協議が進められているところでございます。

次ページ、8ページをご覧ください。

防災管財室、総務課のうち、防災管財室につきましては、9月25日、第29回全国消防操法大会に本町チームが出席するため、壮行会を実施したところでございます。

それから、先ほどお話し申し上げました8月3日の豪雨災害の町民説明会につきましては、 9月27日と29日が防災管財室の担当で開催されました。

9月29日には、千葉県の消防学校内において消防操法大会が開催されたところでございます。 そのほかについては記載のとおりでございます。

次に、企画課のうち、総合政策室、いいで農村未来研究所の開所式が行われ、第1回まちむらづくり塾、トークセッションなり、協議なり、記載のとおり開催されたところでございます。

主な会議・行事等の状況につきましては、企画課が主催いたしまして、現状の災害発生から行政改革、財政改革などを中心に、各課との町長との協議を全課終了したところでございます。

10月15日には、いいで未来カフェ2022 第1回 今年度の目標とアクションを共有しよう! ということで、中部地区公民館を会場に多くの若者が将来の飯豊の姿を描いたところでございます。

また、11月6日には、カザライ設置ワークショップなどが、独特の事業が繰り広げられたと ころでございます。

ほかは記載のとおりでございます。

次に、10ページ、情報推進室についてご報告を申し上げます。

主な会議・行事等の状況につきましてはご覧のとおり、椿、萩生、東部、高峰と、地域づくり座談会が開催されました。

また、知事と若者の地方創生ミーティングが、11月22日、開催されたところでございます。 次に、次ページ、11ページ、住民課のうち、住民室について、人口動態につきましては、依 然として出生よりも死亡が多く、転入よりも転出が多いということで、現在の月末の人口数は 6,546名となっているところでございます。

マイナンバーカードの交付状況についてご報告いたします。現在のところ、ここでは4,487 枚となっておりますが、これまで1位をキープしてきました本町の申請交付状況については、 現在、2位ということになっております。1位は西川町でございます。ちなみに11月4日現在 の取得・交付状況につきましては、飯豊町が68.29%で県内第2位、西川町が73.87%で県内で 第1位の位置をキープしているところでございます。

生活環境室については記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。 次に、14ページ、税務会計課のうち、税務室についてご報告いたします。

初めに、収納状況につきましては、ほぼ例年のとおり順調に収納しているところをご報告いたします。

また、次ページの15ページに、令和4年度の「税に関する作文」で本町の中学生が入賞いた しまして、町長賞を授与したところでございます。

16ページ、健康福祉課、福祉室・地域包括支援センターについてご報告を申し上げます。 住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金の支給を行ったところでございます。令和4年度、 68世帯、ほかは記載のとおりでございます。なお、この災害以来の大事な事業でございました、 飯豊町災害ボランティアセンターの閉所式、9月15日に飯豊町社会福祉協議会内におきまして 執り行われたところでございます。

また、安全・安心な雪国暮らしシンポジウムが、11月5日、町民総合センター内で開かれ、 皆様から様々なご指導をいただいております、雪の心配ない冬期間の生活の仕方について、い ろいろな専門家をお招きして研修を行ったところでございます。

次に、17ページ、健康医療室関係につきましては記載のとおりでございます。とりわけ母子保健事業について、母子手帳の交付が8名と、この期間、8月から10月にかけての交付状況が記載されておりますが、現在までの累計がちょっと気になります。現在までの累計の母子手帳の交付数は21件でございます。現在までの出生数が本日まで17名、今年度内、想定出生者数は24名となっており、30名を現在切ろうとしているという深刻な少子化の状況がございますので、ご認識いただきたいというふうに考えております。

次に、18ページ、介護老人保健施設・国民健康保険診療所、そして訪問看護ステーションに つきましては記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思います。

次、農林振興課、農業振興室、農林整備室、農地管理室・農業委員会のこの3室につきましては、ご承知のとおり、災害復旧、自力復旧について非常に困難な事業を懸命に、現在ほぼゴールに行き着いたかなという状況でございます。そうした中にあっても置賜の作況指数は97ということで、まずまずの、このような状況下であっても米の作況指数は97をキープしたと。

それから、特に豪雨災害に対する復旧支援事業については、各立場で様々な運動を展開し、 とりわけ農業施設・農機具の再取得に対する補助制度は完璧なものでは現在のところございま せんので、町の独自の要望として運動を展開し、ほぼ当初の目標を達成したかなという段階に 達しているところでございます。議員の皆様にも大変ご指導、ご協力いただいてありがとうご ざいました。

次に、22ページ、商工観光課のうち、産業連携室につきましては、一番上の表にございますとおり、電動モビリティシステム専門職大学の合同記者会見がモビリティシステム専門職大学内で9月6日に開催され、多くのマスコミの関係者のご来場をいただき、説明会を実施したところでございます。今後、学生の募集が最重要課題でございますので、ぜひ多くの若者の応募をお願いしたいと、入学してもらいたいと思っております。

次に、24ページ、地域整備課、この地域整備課につきましても、災害復旧の極めて重要な業務を昼夜を分かたず実行したところでございます。

建設室につきましては記載のとおりでございますが、なお道路災害応急本工事、添川地内、 それから消雪の散水設備の改修工事など、比較的大きな事業が現在、中地内で行われていると いうこと。

あと、25ページには、除雪作業の委託を行った状況が報告されております。今回から飯豊町の除雪共同企業体と中津川エリアと2つに、1~4工区、そして5工区と分けて実施するという運びになりましたことをご報告申し上げます。

次に、26ページ、上下水道室をご覧いただきたいと思います。

上下水道室につきましては、これも災害関連での復旧事業が繰り広げられている。それは工事業務の委託等の発注状況についてご覧いただきたいと思います。大型の事業が実行されました。

次に、27ページ、教育総務課のうち、学校教育振興室につきましては、西置賜地区中学校新 人体育大会が行われ、こうした状況下においても若者や子供たちが一生懸命スポーツに汗を流 して体を鍛えている様子を、大変頼もしく拝見しましたことを報告申し上げたいと思います。

それから、下の表のうち、義務教育学校の開校に取り組む先進地視察、静岡県川根本町に訪問して、10月24日から10月25日の2日間、研修、実態の調査を行ったところでございます。

それから、そうしたことを受けて飯豊町の総合教育会議が11月の14日に役場庁舎内にて行われ、おおむねの今後の方向について協議を行ったところでございます。

子育て支援室につきましては記載のとおりでございます。たくましく両こども園とも、それから添川児童センターなども運動会が開かれたところでございます。子供たちの元気な声が町内に繰り広げられたと。

29ページ、社会教育課につきましては、生涯学習振興室の状況がございます。飯豊町総合体育大会、第61回の駅伝競走大会が繰り広げられて、87名が参加したというところでございます。昨日、長井・西置賜チームの総監督がお見えになって、本町から前途あるランナーをぜひ指導体制を再編していただいて、多くの選手を縦断駅伝に参加させていただくように協力を要請いただいたところでございます。

次に、主な会議・行事等の状況につきましては、社会教育課、生涯学習振興室では、各地区の文化祭が繰り広げられたということが下の表に掲げられておりますので、ご覧いただきたいと思います。

最後、歴史文化室につきましては、飯豊学講座が行われたほか、今回の災害によって損壊を 受けました県指定有形文化財の天養寺観音堂の解体工事が予定どおり着々と進められており、 多くのクラウドファンディングなども、あるいはテレビ報道なども、新聞報道などもありまして、まずは解体し来期に向けての保存をして再建をするという流れがございますのでご報告を申し上げて、私からの行政報告とさせていただきたいと思います。

(副議長 古山繁巳君)

以上で行政報告を終わります。

《 日程第 3 》

議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について、ご説明申し上げます。

提案理由にありますように、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い職員の定年を 引き上げるほか、関係条例について所要の改正を行うため、本条例の設定を提案するものであ ります。

主な内容につきましては、現行60歳の定年を令和5年4月から1歳ずつ段階的に引き上げる ほか、管理監督職勤務上限年齢制の導入、定年前再任用短時間勤務制に関する規定の整備、60 歳を超える職員の給与の規定などを定めるものでございます。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い を申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。遠藤議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

おはようございます。それでは、私のほうから1点だけ質問させていただきます。

令和5年から令和12年まで段階的に定年制を延長していくというふうなことでございましたけれども、様々なその手だてがあるようですが、ここで心配されるといいますか、どうなっているのかなということをお聞きしたいのは、定員管理が、延長を5年間、5歳延長されることによって、将来的なその職員の定員管理というのはどのようになっていくのかなというふうなことだと思います。国・県等でもいろいろ示されておりますが、町としてどのようにお考えな

のか、お聞きをしたいなというふうに思います。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えいたします。

定員管理につきましては、現状では町の定員、定数には大分余裕があるといいますか、十分に下回っている状況というのがございます。ただ、下回っているからいいというわけではございませんので、今後、退職者数、定年延長に伴って退職者数が少なくなるというふうなところもございますので、そういった面については今後十分に見定めながら、精査してといいますか、内容を十分に把握しながら検討していかなければいけない事項だというふうに考えております。ただし、当面の間、ちょうど定年延長になる年齢層が少ない、薄い人数というようなところもございますので、当面の間は定員管理について、特にどういった手だてが必要かというような状況ではないというふうに認識しております。

(副議長 古山繁巳君)

4番 遠藤議員。

(4番議員 遠藤芳昭君)

定員の管理の状況についてはまだ余裕があるというようなことは承知をしておりますし、そのとおりだなというふうに思いますが、やっぱり5年、5歳定年が延びるということで、当然、その定数の中には入ってくるというふうなことだと思いますので、もし数字的なことが今分かるんだとすればですが、そのようなその検討なんかもなされているのかどうなのか、お聞きをしたいなというふうに思います。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

定数について、ちょっと今、人数的に何名余裕があるかというのはちょっと手元にございませんけれども、20名ぐらいは、まだ二、三十名余裕があるような状況でございまして、というようなこともございまして、それらをにらみながら、これから管理というふうなことを考えていくということでございます。

あと、先ほど申し上げましたとおり、対象者数が当面少ないというようなことがあって、そこまで定員管理については、今後の検討課題だというふうに思っております。ただし、最近の

採用状況、職員の状況なども考えますと、なかなか職員が採用できなかったというところもご ざいましたので、その辺なども加味しながら、今後十分に検討してまいりたいと考えておりま す。

(副議長 古山繁巳君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についての件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立 全員)

(副議長 古山繁巳君)

ご着席ください。

起立全員です。

よって、議案第84号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 4 》

議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について

《 日程第 5 》

議案第86号 飯豊町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定について 及び

《 日程第 6 》

議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について までの3案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の 制定についてから議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について までの3案件についてご説明申し上げます。

初めに、議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公共施設の除却等に要する経費に対し、基金の処分を可能にするため、本条例の一部改正を提案するものであります。

次に、議案第86号 飯豊町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、持続的な財政運営のための積立金の取崩しを可能とするため、本条例の一部改正を提案するものであります。

最後に、議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 持続的な財政運営のための積立金の取崩しを可能とするため、本条例の一部改正を提案するも のであります。

以上、議案第85号から議案第87号までの3案件について概略を説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番 川 崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

二、三質問させていただきます。

ただいまの提案理由をお聞きすると、今回の豪雨災害における財政調整基金の不足に伴う3つの基金から取り崩して、災害復旧をはじめとした財政運営に期するためであると、そう理解しましたけれども、まず1点、議案第85号の公共施設整備基金の一部変更の中で「整備及び除却等」とあります。この「等」とは何ですか。

あと、もう一つ、公共施設整備基金については、これまでの財産管理を整備してきた中で、 老朽化が激しくて取壊しを行う施設もだんだん増えてくるという状況は分かりますので、それ は理解しますが、現在、いずれの基金についても毎年度の積立額が非常に少額です。ここ数年 で100万円もない。昨年で10万円、一昨年で四、五万円という程度です。

それぞれ、この3つの基金、一度にお聞きしますけど、それぞれ条例中には基金の額が定められております。公共施設整備基金については3億円、奨学資金貸与基金については3,000万

円、土地開発基金については3,738万4,000円と定められておりますが、現在、公共施設整備基金については3億2,000万円、奨学資金については6,400万円、土地開発基金については1億7,100万円と、こうなっています。これをどの程度それぞれ取り崩して財政調整基金のほうに向けられるのか。これを2点目。

それからですね、奨学資金については毎年度、少額でありますけども動いています。1番目の公共施設整備基金については整備と除却、分かりましたけど、奨学資金貸与基金、土地開発基金については、それぞれ適切、妥当な金額を今回取り崩して、少子化にある中でさらに奨学資金の貸付けの弾力性を高めるとか、あるいはこれから新潟山形南部連絡道路の開通に伴って新たな住宅団地とか工業用地の取得に関して計画的に土地開発基金を運用しなければいけないと私は思いますが、このまま時限立法的でなくて、ただもの取崩しが可能だということになればいかがなものかと思いますが、ある程度金額を定めて取り崩した後には、元の条例の仕組みに変更するという考えはないのか。これ3点目、お聞きします。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

1番 川﨑議員のご質問にお答えいたします。

1点目の「整備及び除却等」というふうなところの「等」でございますけれども、これまで整備というふうなところで公共施設の整備というようなところでありますが、一部修繕工事でありますとか、そういったものにも使ってきた経過がございます。そういったところがちょっと曖昧になっていたというようなところもありますので、ここで「除却等」というふうなところを含めて、整備あるいは土地の取得など公共施設の全般について使用できるようにというようなことで文言を加えさせていただくというような内容でございます。

それから、取崩しの金額の予定というようなところでございます。土地開発基金、公共施設整備基金につきましては、これまでも取り崩すというふうなことができる条例のつくりになっておりますけれども、土地開発基金、それから奨学資金貸与基金につきましては、これまで積み立てるというふうな条例の中身のみで、取り崩すというふうな項目はございませんでした。それを受けまして今回、取り崩すことができるというふうな文言を追加をさせていただくわけですけれども、特に土地開発基金については、先ほどありましたとおり1億7,000万円ほどあるというようなところで、これからの財政運営上の状況にはよりますけれども、おおむね1億円程度の取崩しくらいかなというふうなところ、ちょっとこちらについてはっきりしないとこ

ろはありますけれども、全額ということではなくて少しある程度金額を残しながら取り崩して、 ほかのところの財源のほうに回していけるかなというふうなところで考えているところでござ います。

それから、奨学資金のほうについては、現在貸付けを行っているところ、あと償還で歳入しているところがございますけれども、現金として残っている部分がありますので、その可能部分、現在、令和3年度末ですと1,900万円ほどを現金として貸付け以外のところで現金残高がございますので、そういった部分についてそのうちの一部を取り崩すというふうなことで考えております。

なお、奨学基金につきましては、これまで不足する場合は一般会計から繰り入れて運用してきたというふうなところがございますので、今回も取り崩して貸付けができないなんていうようなことのないように、そこは十分に管理をしながら取り崩す、あるいはこれから借りたいという人が増えてくれば一般会計からまた戻す、戻すというか、繰り入れるというふうなところを考えながらやっていきたいというふうに考えております。

また、土地開発基金の今後の活用の方法というところにつきましては、住宅団地でありますとか工業団地については土地開発公社というふうなところもございますので、そちらのほうで対応していくというふうなところが基本的な考え方でございます。土地開発基金につきましては、公共用地の先行取得というふうなところが主な内容となりますので、今後そういったものに充てなければならないというようなところもあるかもしれませんので、そういった場合についてはこの基金を活用するというようなことになるかと思います。以上であります。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川﨑祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

そうすると、この3つの条例の新たな文言の追加については、法令上の整理だという解釈でよろしいんですか。今までの条例ではきちんと取り崩すことが明記されていないので、改めて取り崩すという文言を付け加えることによって、これまでの運用と同様、さらに明確化を図るという意味で今回文言の追加をするということでよろしいのか。これが1点。

公共施設整備基金について、新たに除却等については、この「等」については、修繕等を行ってくるために、「など」というものを付け加えたという理解でよろしいのでしょうか。

あと、この金額については、それぞれ先ほど基金の額が定められておりますが、これを下回って取り崩す場合もあるのでしょうか。これを改めて新たにお聞きしたいと思います。

あと、どの程度取り崩されるのかですけども、現在、今回の豪雨災害において、3月末現在であった財政調整基金が5億円から1億円弱くらいに減っておりますが、新年度予算でもおおむね、財政調整基金は3億円前後が当初から計上されておりますが、今回の対応で災害復旧、これから続くであろう災害復旧に十分耐え得る可能性はあるのでしょうか。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

川﨑議員の再質問にお答えいたします。

文言の整理という意味では、公共施設整備基金については、今まで除却、取壊しについては活用できない、整備というふうなことがございましたので、除却というのをまず追加するというのがまず第一でございますが、そのほか整備というふうなところの解釈のところもございますので、それも含めまして「除却等」というふうなところを、文言としては整理をさせていただいたところでございます。

公共施設整備基金については、これまでも取崩しができるというようなところでございました。ただそのほかの2つの基金につきましては、これまで取崩しができないというふうなものでございましたので、取崩しを可能にするというふうなところが主な改正の内容となっております。

それから、基金の条例の額と今後の取崩しの予定というようなところでございますけれども、公共施設整備基金については議員おっしゃるとおり、3億円とするというふうなところがございます。ただし、これまでも3億円を下回って運用してきたというような例もございました。財政状況によっては3億円を下回ることも考えられるというふうな状況でございます。今年度、現状においても残高の見込みとしては3億円を下回る予定というふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、奨学資金の貸与基金については、基金の額3,000万円というふうになってございまして、現在6千数百万円ございまして、先ほど申し上げました、1,900万円ほど余裕があるようなところでございますけれども、そちらのほうを取り崩しても条例の額以下にはならないというふうな、現状ではそういった状況でございます。

また、土地開発基金につきましては、基金の額3,738万4,000円というふうになっておりますので、こちらについてもこの額を下回らない程度に今後運用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、財政調整基金の関係でもご質問がございました。今年度、災害対応、特に査定に向けての測量設計でありますとか、そういった部分について多額のお金が必要だということで、財政調整基金の取崩しをさせて、予算の計上をさせていただいておりまして、現在1億円というふうな状況でございます。

これについては、これから来年度の予算編成、これから編成時期になりますので、その中でどのようにこの財調を確保できるかというのは、これからの調整の状況によるというふうなことで、今後十分に内容を精査しながら、取崩額あるいは基金の残高については、ただ十分に確保できるかどうかというのは難しい点もございますけれども、できるだけ財政運営に支障のないように取り組んでまいりたいと考えております。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川﨑祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

じゃあ確認の意味を込めまして、公共施設整備基金については、それを除く、奨学資金貸与基金、あと土地開発基金については、それぞれ第2条で規定されている額を下回らない金額で 取崩しを行うと。確認です。こういう考えでよろしいのか。

あと、農村環境改善センター等については、除却のための設計監理を始められているようなニュアンスの説明を前に受けたような気がしますが、今回の提案理由ですと、もう災害をまずは乗り切るために、この3つの基金を適当、適切な額を取り崩して対応するという理由のようですので、そういった現在使用されていない基金、公共施設については、災害の後に検討されるということでよろしいのか。

この2点、確認のためにお聞きします。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

川崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

奨学資金の貸与基金と土地開発基金については、条例で規定しているような金額については 残していきたいというふうに考えております。ただし、奨学基金についてはその実際に必要な 額、その運用状況については確認をしながらというようなことになると思いますので、この 3,000万円がぴったりここ、このくらい残るのか、あるいはこれを若干下回ることがあるのか というのは、その貸付状況などを見ながらさせていただきたいというふうに考えております。 ただし、下回ったとしても貸付けには支障のないように、運用すべき額はしっかり確保してい きたいというふうなところでございます。

また、公共施設整備基金につきましては、除却を計画して今年度、改善センターの除却のため、解体のための設計を今行っている、今年度予算で実施しているわけでありますけれども、最初はその除却費用に充てるというふうなところも含めて、今回このような提案をさせていただきました。ただ、やっぱり災害復旧の関係もございますので、予算全体の調整の中で実際にすぐに除却できるというのはちょっと難しいかなというふうには考えておりますので、その辺は全体の調整の中で検討させていただきたいと考えております。以上です。

(副議長 古山繁巳君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3案件をそれぞれ採決いたします。

最初に、議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第85号 飯豊町公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定については 原案のとおり可決しました。

次に、議案第86号 飯豊町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定についての件 を採決いたします。 この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第86号 飯豊町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定についての件を採 決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第87号 飯豊町土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 7 》

議案第88号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第88号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、令和4年度をもって飯豊町立手ノ子幼稚園を廃止することに伴い、本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い

申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第88号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第88号 飯豊町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 8 》

議案第89号 飯豊町児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第89号 飯豊町児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例 の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、令和4年度をもって添川児童センターを廃止することに伴い、 本条例の一部改正を提案するものであります。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い 申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第89号 飯豊町児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第89号 飯豊町児童厚生施設設置条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 9 》

議案第90号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第90号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例 の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にありますように、入居資格の変更等により入居を促進するため、本条例の一部改 正を提案するものでございます。

主な内容につきましては、親族の同居要件の撤廃により単身入居を可能とする入居資格の緩和などの規定などを定めるものであります。

以上、概略を説明申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお

願いを申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。2番 屋 嶋雅一君。

(2番議員 屋嶋雅一君)

それでは、私から1つだけ確認も含めて質問したいと思います。

別表特例家賃月額ということで今回、「1箇月」、「2箇月」、「3箇月」ということで、取りあえず13条、16条、24条のところで、この「1月」とか「2月」っていうことで言い回し、変更されているわけですが、この変更というのはよくあるわけなんですけども、今回については、これは文言の変更のみということでよろしいのか。だとすれば、例えばこの条例改正新旧対照表の74ページの第12条のところも同じこの特例家賃の関係になりますけども、(3)で「1箇月の収入が」っていうところがあるんですけども、ここも「1月」っていうふうに変更、必要じゃないのかなというふうに思いますが、どういう形なんでしょうか。よろしくお願いします。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

2番 屋嶋議員のご質問にお答えしたいと思います。

「1月」、文言の変更、漢字の部分と数字の部分というふうなことになると思いますが、これについて文言の変更というふうなことでよろしい、変更でございます。

また、第12条の部分の(3)の「1箇月の収入」というふうな部分につきましては、これも、 はい、訂正が必要というふうな形で認識をいたしました。大変申し訳ございません。

(副議長 古山繁巳君)

2番 屋嶋雅一君。

(2番議員 屋嶋雅一君)

ということで、またこれを変更していただくということになると思いますが、これ、ここの 文章については以上なんですが、この今後、こういった形で時々用語の変更ということで、各 ほかの条例などもよく出てきます。ただ、今条例、ほかの条例を見させていただきますと、ま だこの「箇月」って使われているところ、大分あるわけなんですが、これはどういう趣旨で変 更しているか、今後どういうふうにここを整理していくのか、ちょっとその町の行政の用語と してこういう言い回しにしていくという方向性でいるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思 いますが。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

屋嶋議員の再質問にお答えいたします。

現在、やっぱり「1月」というふうな言い回しというふうなことで、以前とは若干変わってきているというようなところもございまして、今回はこの定住促進住宅の管理条例の改正に伴いまして気づいた点といいますか、文言の修正をさせていただくために、今回こちらの部分についても、直接今回の改正とは関係がないといいますか、直接的なものではございませんけれども、整理というようなことで提案をさせていただきました。

今後、ほかの条例、規則などについてもいろいろ文言の修正が必要なものもあるかと思いますけれども、その辺については今後整理をさせていただくというようなことは必要かと考えております。

ただ、多分、膨大な条例の数になってしまうというようなところもございまして、まずは改 正が必要なものから順次直させていただくというようなことで現在のところは考えているとこ ろでございますので、よろしくお願いいたします。

(副議長 古山繁巳君)

ほかに。4番 遠藤芳昭君。

(4番議員 遠藤芳昭君)

2点ほど質問いたします。

第2条でございますけれども、次の2項が加えられています。「高等教育機関 学校教育法に規定する専門職大学をいう」というふうなことでございますので、これは専門職大学の関係者がこの住宅を借りることができるというふうなことだと思います。それから、2つ目は、新規就業者というふうなことで、高等学校以上の教育機関を卒業して1年未満で企業等に就業した場合というふうなことで、これも恐らく単身というふうなことで、どちらも単身というふうなことでの意味合いなのかなというふうには理解をしておりますが、例えばその専門職大学でいいますと、学生は恐らくもちろんだと思いますが、教職員もこれは可能なのかどうなのか。というのは、赤門さんのほうでは今、教員宿舎を建設をするというふうなことにしているかと

思いますが、教職員もこれについては可能なのかどうなのかという、その辺検討しているのか、 お聞きをしたいと思います。

それから、新規就業者、高等学校以上の教育機関を卒業し1年未満で企業等に就業した場合 というようなことで、この1年未満という意味はどういう意味なのか。なぜ1年未満でないと いけないのか、お聞きをしたいなというふうに思います。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

4番 遠藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

2点ございました。高等教育、いわゆる専門職大学と新規就業者というふうな部分でございます。これにつきましては、単身入居を可能にするためというふうなことで、議員おっしゃるとおりでございます。

また、単身でも可能というふうなことではありますけれども、この専門職大学の教職員も可能かというふうなことでありますが、それらの部分に限定したというふうな限定条件はありませんので、まずは住所を異動していただきながら、既存施設のいいでハイツのほうで入居していただくと、入居率の向上も含めまして考えているものでございますので、当然教職員の方も学生も可能というふうな形で考えております。

2点目でございます。まずは新規の就業者の1年未満というふうな部分、何かというふうなご質問でございますが、これにつきましては、やはり高校を卒業して就職するというふうなことを考えられますので、まずはこの入居に関しては前年度の所得というふうな部分がやはり関係してきますので、当然、高校生等であれば前年度のその方の収入はございませんというふうなことがありますので、その1年未満の方につきましては、その親族の方の収入を見ていくというふうなことを今現在考えているところでございます。

(副議長 古山繁巳君)

4番 遠藤芳昭君。

(4番議員 遠藤芳昭君)

学校関係者というようなことでありましたので、学生と教職員も可能だというふうなことでありますので、単身で入られる方が主になると思いますが、そういった方を可能な限り受け入れていくというふうなことで理解をしました。

今、その新規就業者という、どうしても新規就業者でないと駄目なのかなというふうに思い

ますが、その1年未満で、確かに所得制限とかそういったものがあるかと思いますが、1年過ぎても所得制限に該当すると、所得が低いとかですね、そういったことの方も中にはいらっしゃるし、新規、卒業しても、1年たっても新規就業者っていうのはいると思うんですよね。

ですから、そういったその新規就業者をもう少し幅の広い範囲で捉えることができないのかと。どうしても1年未満で切ってしまうと、新たに就業したい人あるいは飯豊町に住みたいと、あるいは就職したいという人が、この1年縛りでやると該当しなくなってしまうのではないか、この住宅に入れないのではないかなというふうに、この条例を見る限り思うんですが、いずれ規則で様々な内容を制定すると思うんですが、規則は規則としても、ここの条例で1年縛りにしてしまうとこれを超えることができませんので、その辺のところはもう少し弾力性あって、柔軟でもいいのではないかなというふうに思うんですが、その辺のところ、どうでしょうかね。(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

4番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

これについては、用語の定義というふうな中での1年未満というふうな形になると思います。 まずは今回、1年未満というふうな部分の企業就労をというふうな部分でございますが、これ については、やはり企業の方も学卒、学校を卒業してまず入られるというふうなことを想定し て今回考えたところでございます。

ですので、今後そのような状況もあるというふうなこと、議員おっしゃるとおりでありますので、その辺は今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

(副議長 古山繁巳君)

4番 遠藤芳昭君。

(4番議員 遠藤芳昭君)

検討していただいても結構なんですが、条例で決めますと、条例を超えてその規則で、じゃあ1年未満も特にいいよというようなことは、よほどの理由がない限り難しいんではないかなというふうに思います。取りあえず条例は1年限りで決まったとしても、やっぱり多くの、中にはやっぱり一時的に就職できなかったと、いろいろな理由で就職できないけれども、1年たってから飯豊町で新規の就職ができるという人も中にはいると思うんですね。思うといいますか、そういうケースも考えれば、やっぱりそのときはやっぱり柔軟に対応していただけるような、そういったその方策をぜひ取っていただきたいなというふうに思います。

情勢は非常に緊迫しているといいますか、人手不足で大変な事情もあると思いますけれども、 ぜひそういった法的なものも柔軟に対応していただけるような規則も考えていただければなと いうふうに思います。以上です。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

4番 遠藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは柔軟な対応をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(副議長 古山繁巳君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第90号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第90号 飯豊町定住促進住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

《 日程第 10 》

議案第91号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)

の件を議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第91号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に2億325万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ81億6,299万6,000円と 定めるものであります。

歳出の主な内容は、令和4年8月3日発生豪雨災害により被災した農機具等の購入修理に係る農林水産物災害対策事業補助金を8,262万4,000円、農地等災害自力復旧支援事業費補助金7,500万円、道路橋梁の災害復旧に係る工事請負費等2,435万4,000円、農業経営物価高騰対策に係る補助金3,910万6,000円などを追加するほか、入札執行に伴う町民総合センター大規模改修工事請負費4,480万円、事業精査に伴う中学校管理に係る工事請負費2,169万4,000円のほか、災害に伴い事業見直しを行ったことによる減額でございます。

歳入につきましては、県支出金1億104万3,000円、国庫支出金3,737万1,000円、地方債2,650万円などを追加するほか、地方交付税1,755万1,000円を減額するものであります。

そのほか、地方債の変更が7件ございます。

以上、概略を申し上げました。よろしくご審議いただきまして、ご決定賜りますようお願い 申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番 川 崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

3点ほどお聞きします。

補正予算書11ページ、公共施設整備基金1,370万円、これを繰入れされておりますが、何に 使われたのでしょうか。

あと、歳出14ページ、国庫支出金の償還金、内訳はコロナ対応の臨時交付金の償還額ということで令和2年度分となっておりましたけれども、これが償還に至った経緯を、なぜ償還しなければいけないのか。当然、交付決定された金額を使途しなかったからだという理由は分かりますけど、詳細な内容をお聞かせください。

あと、予算書には記載ありませんのであえて聞きますが、農林振興課及び地域整備課所管の 今回の8月3日から4日の災害復旧、大規模災害については11月で第1次の県の査定、国の査 定が終わったと聞いておりますが、今後、8月3日、4日の災害に対応する補正の予算についてはどのようなスケジュールをお考えなのか、お聞きします。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

1番 川﨑議員のご質問にお答えいたします。

公共施設整備基金の関係でございますけれども、まず増減があるんですけれども、まず4款の中津川診療所の屋根塗装工事に関しまして、公共施設整備基金の減額として、150万円ほど減額をさせていただいております。

それから、7款商工費、物産館の関係でございますけれども、これは財源更正になりますけれども、物産館の改修工事の関係で2,000万円ほどこれまで充当させていただいたと思っておりますが、それに加えまして500万円ほど追加で充当させていただいたというふうな内容となってございます。

それから、8款の土木費のほうになりますけれども、こちらも財源の更正というようなところもございますが、3,420万円ほど道路橋梁費のほうに充当させていただいているというようなものでございます。

それから、10款のほうで、こちらは減額となりますけれども、中学校の外構の工事の関係で 2,400万円減額というようなことで調整をさせていただいたものでございます。

それから、2点目の国庫支出金の400万円ほどの返還でございます。こちらにつきましては令和2年度のコロナの交付金、国から頂戴しましたコロナの交付金、3億幾らだったと思いましたけども、そのうち、中小企業への貸付金の関係で、町としましては実績報告の中で保証料補給の600万円というようなことで、600万ほど実績報告の中で上げさせていただいたというようなところでございましたけれども、そちらが会計検査を受検したところ、金額としては600万円ではなく、200万円ほどがその交付金としての使途としては適切な額であったというようなことから、400万円過剰に精査をされていたというふうな内容の指摘がございまして、そちらの金額の差額分の400万円を返還しなければいけなくなったというような内容となっているところでございます。

(副議長 古山繁巳君)

農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

1番 川﨑議員のご質問にお答えいたします。

災害関係の査定、12月で終了いたしました。今後のスケジュールでございますが、今現在、 財政当局と打合せしている内容としましては、年明け1月に、恐れ入りますが臨時議会を開か せていただいたときに、その災害の関係、査定に関わる分の補正予算を審議いただきたいとい うようなことで検討しております。そのような日程で今調整しているような状況でございます ので、よろしくお願いいたします。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

1番 川崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の災害復旧でありますけれども、災害査定におきましては先週終わったと、最終的に終わったというふうな形になります。今現在、災害復旧費に関しましては、まず割り振りを今現在検討しているというようなことで、県とまずは調整を今現在しているというふうな状況にあります。ただ、執行につきましては、やはり今年度の繰越し等も考慮しながらというふうなことがありますので、先ほど農林課長が言ったとおり、1月に臨時議会、併せてお願いしたいというふうな考えで、今現在考えているところでございます。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

公共施設整備基金については了解しました。

コロナ対策の令和2年度分についても了解しましたが、令和3年度現在、今現在、コロナ対策の臨時交付金っていうのはどのくらいあって、今後どういうふうに使用されるのか、お聞かせください。

あと、8月3日、4日の豪雨災害に対応するための農林土木関係の対応については、臨時議会で対応されるということについては了解しました。この臨時議会に予算計上になる額というのは、全体の災害額の100%まではいかないのではないかと個人的には思っています。なぜならば、山林の奥深いところ、あるいは水源地周辺については、まだまだ現状の精査が不足しているというような話も前お聞きしましたので、第1次的な災害の対応は臨時議会でして、恐らく財源を翌年度繰越しになると。それで、臨時議会に計上される額、繰り返しになって申し訳ないんですけども、大体、農林土木関係それぞれどの程度の査定の受検をされて、どの程度の

予算計上を考えておられるのか、改めてお聞きします。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

1番 川﨑議員の再質問にお答えいたします。

今年度のコロナの交付金の関係でございますけれども、総額では2億1,500万円ほどの交付金というふうなことでございます。これまでいろんな事業に上げさせていただいておりまして、今回も12月補正の中で、農業のほうの物価高騰の対策の関係とかそういったものに充当させていただいておるところでございます。今回の12月議会の追加の補正をもちまして、全ての交付金については今回で終了と、終了といいますか、全額予算化させていただいたというような状況でございます。以上です。

(副議長 古山繁巳君)

農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

川﨑議員の再質問にお答えいたします。

このたびの災害の査定を受けまして、農林関係の査定結果としまして、7億7,017万3,000円 ということで認められた部分であります。臨時議会におきましては、これをベースに補正予算 を上程したいというふうに考えております。

また、議員おっしゃるとおり、林道というか山のほう、まだまだ分からない部分等もありますので、そういった部分については事業費等が分かり次第、少しずつでも進めていくしかないのかなというふうに思いますし、令和5年度、新年度予算のほうにもある一定程度の予算は計上させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

1番 川﨑議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは、災害というふうなことで、建設室所管分については全体で39か所、10億円弱という ふうな形の査定結果となりました。また、上下水道室所管につきましては、水道として5か所、 7,500万円弱、また農集排に関しましては、1か所、1,400万円弱というふうな形での査定結果 というふうな形になっております。まず、応急本工事として実施している部分もあります。そ の部分については支払い、今年度の支払いというふうな形で対応したいと思います。

また、議員おっしゃるとおり、いわゆる今回の災害は激甚災というふうなことがあって、災害申請のほうも簡素化というふうな形の申請箇所もございます。そうなってきますと、やはり決定はいただいたというふうなことはありますけれども、これから現地の測量設計をして、そこから工事の実施というふうなスケジュールの箇所もございますので、これにつきましては今年度臨時議会で全額要求というのはなかなか難しいのかなというふうな考えがございます。

そのようなことがあって、今現在、その箇所の割り振り、実施のスケジュール的な部分を考えておりますので、今現在、幾らというふうなことはちょっとお答えできませんけども、分かり次第、お知らせのほうをしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川﨑祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

総務課長にお聞きします。コロナ対策交付金については、令和5年度、多分ワクチン接種等については引き続き臨時交付金的なものがあるかとは思いますけども、経済対策等について、 今持っておられる情報で、令和5年度もコロナ対応の臨時交付金の国からの資金があるのかどうなのか、情報で結構ですのでお聞かせください。

あと、農林と土木関係の災害対応については了解しましたが、これから、もう既に降雪期に入っていますので、設計、積算というのはどのようにされるのかはそれぞれの所管で考えられることだと思いますけれども、令和5年度以降も激甚災害の指定を受けた飯豊町において、引き続き農林並びに土木関連の災害の2次あるいは3次査定のようなものがあって、引き続き国・県からの財政的な支援が受けられる可能性は今回の査定以降もあるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

(副議長 古山繁巳君)

総務課長。

(総務課長 安部信弘君)

川﨑議員の再質問にお答えいたします。

来年度のコロナの交付金の見込みというようなことだと思いますけれども、現状ではどのぐらいというふうな情報は、今のところ入っていないというようなことでございます。コロナがまだ収束していないというような状況もございますし、経済対策等も必要かと考えますので、

今後の、来年度また交付されるというようなところを期待しているような状況でございます。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

1番 川﨑議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回の災害、まずは終わって、その後、2次、3次の災害の部分の何かあるかというふうなことですけども、被災原因が今回の8月3日から4日の雨というふうなことでありますので、これに関してはこれで終わりというふうな形になるかと思います。

ただ、今回激甚指定というふうなことがありまして、査定前の、要は査定設計書を作成する際に使用した測量試験費に関しては、約2分の1の補助というふうな形でございますが、今回の災害の次の支援というようなことは今現在ないというふうに認識をしております。

(副議長 古山繁巳君)

農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

1番 川﨑議員の再質問にお答えいたします。

申し訳ございません、専門的な部分がちょっとよく分からなくて、今地域整備課長にお聞き しながらですけども、同じような考えになるかと思いますので、よろしくお願いしたいと思い ます。 (「1点だけお答えをもらっていないところがあるのですけど」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

川﨑祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

農林並びに土木について今回査定を受けられた内容については、全体の被災額の何%くらい フォローされているのかという部分を冒頭お聞きしましたけど、お答えがありませんので、そ の点、概数で結構ですのでお聞かせください。

(副議長 古山繁巳君)

農林振興課長。

(農林振興課長(併)農業委員会事務局長 竹田辰秀君)

お答えいたします。

当初見ていた被災額、被害額、36億円程度だったと思いますけども、今回7億7,000万円というようなことで、21%前後というふうな数字になるかというふうに思われます。以上でござ

います。

(副議長 古山繁巳君)

地域整備課長。

(地域整備課長 上田信幸君)

1番 川﨑議員のご質問でございますが、全体の被災額、ちょっとすみません、手元にちょっと持っていませんので、これにつきましては後ほどお知らせをしたいと思います。よろしくお願いします。

(副議長 古山繁巳君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

(副議長 古山繁巳君)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第91号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)の件を採決いたします。この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全 員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第91号 令和4年度飯豊町一般会計補正予算(第8号)は原案のとおり可決されました。

《 日程第 11 》

(副議長 古山繁巳君)

議案第92号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 12 》

議案第93号 令和4年度飯豐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 13 》

議案第94号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第3号)

《 日程第 14 》

議案第95号 令和4年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)

《 日程第 15 》

議案第96号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算(第6号)

《 日程第 16 》

議案第97号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算(第2号)

《 日程第 17 》

議案第98号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第3号)

及び

《 日程第 18 》

議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)

の8案件を一括して議題といたします。

この際、提出者から提案理由の説明を求めます。町長後藤幸平君。

(町長 後藤幸平君)

ただいま議題となりました議案第92号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)から議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)までの8案件 についてご説明申し上げます。

初めに、議案第92号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、事業勘定の歳入歳出予算の総額に325万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億6,405万2,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に45万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,665万3,000円と定めるものであります。

事業勘定の歳出の主な内容は、高額療養費の件数増加に伴う給付費の追加及び基金積立金の減額等であり、歳入の主な内容は、国民健康保険税の減額及び一般会計繰入金の追加等であります。

直営診療施設勘定の歳出の主な内容は、エネルギー価格高騰に伴う光熱水費の追加等であり、 歳入の主な内容は、社会保険診療報酬収入の増額等であります。

次に、議案第93号 令和4年度飯豊町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から155万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,701万4,000円と 定めるものであります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額等であり、それに伴って保険基盤安定 繰入金を減額等するものであります。 議案第94号 令和4年度飯豊町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきまして、歳入歳 出予算の総額から633万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9億8,709万6,000円と定めるもの であります。

歳出の主な内容は、事業精査による地域支援事業費等の減額等であり、それに伴って一般会 計繰入金等を減額するものでございます。

次に、議案第95号 令和4年度飯豊町介護老人保健施設特別会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に726万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億2,137万7,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、エネルギー価格高騰に伴う光熱水費等の追加であり、それに伴って一般 会計繰入金等を追加とするものでございます。

次に、議案第96号 令和4年度飯豊町下水道事業特別会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に297万円を追加し、歳入歳出それぞれ5億749万円と定めるものでございます。

歳出の内容は、災害復旧に係る工事請負費等の追加及び事業精査に伴う設計委託料等の減額 であり、それに伴って地方債等の追加及び一般会計繰入金を減額するものでございます。

そのほか、地方債の追加1件及び変更1件がございます。

次に、議案第97号 令和4年度飯豊町添川財産区特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に10万円を追加し、歳入歳出それぞれ944万3,000円と定めるものであります。

歳出の内容は、造林に係る委託料の追加であり、それに伴って基金繰入金を追加するもので ございます。

次に、議案第98号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出予算の総額から1,467万円を減額し、歳入歳出それぞれ316万1,000円と定めるものであります。

歳出の主な内容は、事業精査による造林費の減額であり、それに伴って森林総合研究所支出 金を減額するものでございます。

最後に、議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)につきましては、 収益的支出予算の総額に266万円を追加し、2億3,731万3,000円とし、資本的収入予算の総額 に1,170万円を追加し、3,041万8,000円と定めるものであります。

収益的支出の主な内容は、エネルギー価格高騰に伴う動力費等の追加等であり、資本的収入

の内容は、災害復旧に係る国庫補助金を追加するものでございます。

以上、議案第92号から議案第99号までの8案件について概略を申し上げました。よろしくご 審議いただきまして、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

(副議長 古山繁巳君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これからただいまの提案理由の説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番 川 崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

1点だけ。飯豊町介護保険特別会計についてお聞きします。

補正予算書7ページ、システム改修業務費を削ってまでやらなくちゃいけないニーズ調査とは何なのか。その必要性、あとこれから降雪期に入って残り3か月ちょっとでありますけれども、何の必要性があって、誰に委託されるのか、お聞かせください。

(副議長 古山繁巳君)

健康福祉課長。

(健康福祉課長 (兼) 地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの川﨑議員の質問にお答えします。

ニーズ調査の業務委託料についてですけれども、こちらは第9期の介護保険計画に反映させるためのニーズ調査になります。65歳以上の介護認定を受けていない方、1,000人を対象に無作為抽出で行う調査になります。あと、システム改修のほうの業務も同じ金額で減額になっておりますけれども、こちらは、通常改正があるとシステムの改修業務が伴うわけですが、そちらが今回必要なかったというふうなことでこちらを減額させていただいて、ニーズ調査のほうに計上させていただいたものです。以上です。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

何らかの考えがあってされると思うんですけども、実際、介護保険を利用されていない方を 対象にするニーズ調査とは、どういった中身で調査されるのか、再度お聞きします。

(副議長 古山繁巳君)

健康福祉課長。

(健康福祉課長(兼)地域包括支援センター所長 伊藤満世子君)

ただいまの質問にお答えします。

今後、今現在認定を受けていない方が介護認定を受けた際にというか、これからの介護が必要になったときにどんなサービスが必要かなど、そういったところを細かく調査するものでございます。

詳細については今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。以上です。

(副議長 古山繁巳君)

1番 川崎祐次郎君。

(1番議員 川﨑祐次郎君)

あまり理解できませんけれども、ぜひ興味を持ってこのニーズ調査の内容と結果を改めてお 聞きしたいと思います。

(副議長 古山繁巳君)

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第92号 令和4年度飯豊町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)から議案 第98号 令和4年度飯豊町中津川財産区特別会計補正予算(第3号)までの7案件を一括採決 いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第92号、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号及び 議案第98号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)の件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手 全員)

(副議長 古山繁巳君)

お直りください。

挙手全員です。

よって、議案第99号 令和4年度飯豊町水道事業会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

これをもちまして本日予定されました議事日程は全部終了いたしました。

これにて散会といたします。

ご苦労さまでした。 (午前11時50分 散会)